

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

京都市長 門川 大作

京都市規則第63号

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
題名中「空き家等」を「空家等」に改める。

第1条中「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第1項中「京都市空き家等対策協議会」を「京都市空家等対策協議会」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「(以下「部会員」という。)」を削り、同条第3項中「部会員」を「その部会に属する委員」に改め、同条第5項中「部会員」を「委員」に改め、同条を第5条とする。

第7条第3項中「部会員」を「その部会に属する委員」に改め、同条第4項中「部会員」を「委員」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条中「都市計画局長」を「都市計画局住宅政策担当局長」に改め、同条を第11条とする。

別表を削る。

第1号様式及び第2号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に改める。

第3号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)